

第5回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

1 日時

平成26年3月26日（水）午前10時から正午まで

2 場所

法務省10階入国管理局会議室

3 出席者（敬称略）

（1）難民認定制度に関する専門部会

山本部会長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，野口委員，柳瀬委員，渡邊委員

（2）法務省

榊原入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山田警備課長，菅宮参事官，妹川難民認定室長 他

（3）オブザーバー

UNHCR駐日事務所

4 議事概要

法務省から，難民認定制度の現状について説明を行うとともに，今後の論点整理に向けて議論を行った。委員から出された主な意見や発言は，以下のとおりであった。

- 条約難民の定義に当てはまらない新しいタイプの紛争難民に対して，我が国としてはどういう対応をするべきか。
- 人権条約に基づく義務の履行としての補完的保護についても，現在の制度において明確に位置づけられるべきではないか。
- 子どもや女性，高齢者など一般的に脆弱な立場にある者に係る手続きの在り方について，これまで，どういう問題が生じていたのかも含めて議論することが有益。
- 仮に，難民というものをもう少し大きな枠で捉え認定したとして，後に別の事由が出てきて，難民ではないこととなった場合，「難民認定の取消し」の問題をどう考えるのか。
- 難民認定に関する申請手続と，人道配慮による在留特別許可の手続の両者については，申請手続全体をどう整理していくかという議論の中で関連付けて検討されるべきではないか。
- 難民審査参与員の判断が行われてから，最終的な法務大臣の決定までの時間が長期化している点は，迅速な手続の点から議論をしていくべき。
- 日本に入国し，難民認定申請をした後，半年我慢すれば就労が認められるという情報が各国

に出回っていて、明らかにそれを意図しているケースが、ここ1、2年、非常に増えてきているように思われる。

- 異議申立手続において、申立人の事情を全く把握していない代理人があまりに多いように思う。
- 難民異議申立手続に関し、「難民審査参与員の多数意見と逆の判断をして棄却したのは7人」との報道があるが、これは事実か。
(←事務局から、1家族4人を含む、4事例7人について参与員の多数意見と異なる判断をしたが、1人を除き人道配慮による在留許可を行っている旨回答。)
また、参与員の多数意見と異なる判断を下された場合、決定通知書に理由はどのように記載されているか。
(←事務局から、決定通知書には参与員から提出された認定理由とともに、法務大臣としての判断理由を記載し、通訳を付して説明している旨回答。)
- 立証の程度等について、これまでの裁判例で言及されているものを参考にして議論を進めてはどうか。
- 裁判で難民と認められたケースについて、そこでの司法判断を実務にフィードバックするという仕組みも考えておいたほうが良いのではないか。
- 本来保護すべき人を難民認定するためには、出身国情報を正確に客観的に捉えることが重要であるが、現状はどうなっていて、それに対してどのような改善案が考えられるか。
- 信憑性の判断は出身国情報に基づき、一つ一つの申立てについて精査した上で判断することが重要ではないか。
- 現行の入管法の手続の中で拷問禁止条約等によるノン・ルフールマンの原則を規定する入管法第53条第3項の判断は、誰がどの段階で判断しているのか。
(←事務局から、退去強制手続の中で送還先を決定する際にその国に送還して本当に問題ないかについて判断している旨回答。)

以上